

上尾市・桶川市・伊奈町合併協議準備会規約

(設置)

第 1 条 上尾市、桶川市及び伊奈町(以下「2市1町」という。)は、2市1町による合併協議に関し、基本的事項を協議し、及び調整するため、上尾市・桶川市・伊奈町合併協議準備会(以下「準備会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 準備会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 3 条 会長は、2市1町の長の協議により、2市1町の長のうちから、これを選任する。

2 会長は、会務を総理し、準備会を代表する。

3 副会長は、2市1町の長のうち、第1項の規定により会長に選任された者以外の者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、前条第1項の規定により、会長となった者を除く。

(1) 2市1町の長

(2) 2市1町の助役

(3) 2市1町の議会の議長及び副議長

(4) 2市1町の議会の議員 各市町5人以内

(5) 2市1町の職員 各市町1人

(会議)

第 5 条 準備会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 準備会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第 6 条 準備会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴くことができる。

(委任)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、準備会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成16年4月12日から施行する。

## 合併協議準備会の進め方について

- 第 1 回 4 月 1 2 日 ( 月 ) 午後 2 時から  
委員の紹介・準備会の規約などの承認  
役員選出  
今後の進め方の協議 ( 情報公開を含む。 )  
合併関係資料の配布及び説明  
次回までに各市・町で検討しておく課題の提出  
合併の方式、市の名称、市役所の位置、合併の期日、財産の取扱い、  
地域審議会の取扱い、議員の定数及び任期の取扱い、地方税の取扱  
い  
合併特例債の取扱い、旧市役所・旧町役場の取扱い、  
市民生活に直結する重要事項について

- 第 2 回 5 月中旬  
各市・町の考え方について発表し意見交換

- 第 3 回 5 月下旬  
各市・町の考え方について意見交換

上記課題を含めて合併で合意が整えば、法定協議会の体制等について  
提案 ( 基本事項が合意されなければ解散 )

各市議会・町議会へ議案 ( 法定合併協議会規約及び補正予算 ) を提出。